令和3年6月21日交通政策審議会第82回港湾分科会 参考資料2-1

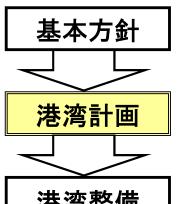
令和3年度 特定港湾施設整備事業 基本計画(案)の概要について

令和3年6月21日 国土交通省港湾局



港湾整備の枠組と概要





国の港湾行政の指針として<u>国土交通大臣が定める</u>基本方針

(基本方針:港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針)

基本方針に適合し、<u>港湾管理者が定める</u>港湾計画

(港湾計画:港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する計画)

港湾整備

港湾法 航路 防波堤 岸壁 泊地 港湾整備事業(公共事業) (国・港湾管理者)

港湾整備促進法

X 1 ふ頭用地

※1 荷役機械

上屋

臨海部 土地造成

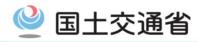
特定港湾施設整備事業(起債事業) (港湾管理者)

国による資金の融通・斡旋

特定港湾施設整備事業基本計画

- 注)公共施設の整備を中心に記述。また、二重線内は交通政策審議会港湾分科会での審議事項
 - ※1:港湾整備事業と一体として実施する場合は事業評価を実施
 - ※2:交通政策審議会港湾分科会事業評価部会で審議

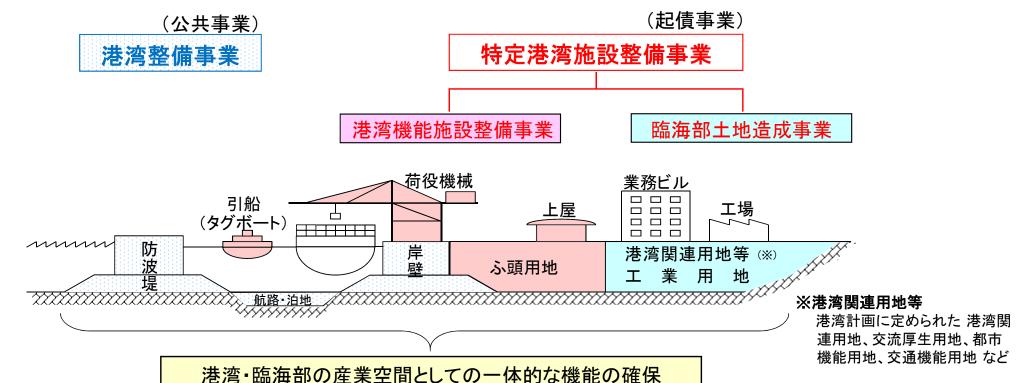
特定港湾施設整備事業について



【特定港湾施設整備事業とは】

- 港湾管理者が、地方債(公営企業債)により資金を調達し、実施する事業。
- 港湾管理者は、施設の使用料収入や土地の売却益等により、償還を行う。

【各事業対象箇所(イメージ)】



特定港湾施設整備事業の対象港湾と対象工事



【対象となる港湾】

•国際戦略港湾 5港

•国際拠点港湾 18港

·重要港湾 102港

・政令で定める地方港湾※ 81港 ├→ 計 206港 (港湾整備促進法 第2条第1項)

※整備を促進することが著しく国民経済の発展もしくは国土の開発に寄与すると認められる港湾として、港湾整備促進法施行令にて規定

【対象となる工事】

	·				
事業区分	施設区分	主な施設と事業内容	港湾整備促進法 第2条第1項		
港湾機能施設整備事業	上屋	上屋の新設、改良、延命化等			
	荷役機械	ガントリークレーン、アンローダー等 の荷役機械の新設、改良、延命化等	↑荷さばき施設(固定式荷役機械、軌道 ↑走行式荷役機械、荷さばき地及び上 ↓屋)の建設、改良又は復旧(第1号)		
	ふ頭用地	ふ頭用地の造成、改良等			
	貯木場	貯木場の造成、改良等	貯木場の建設、改良又は復旧(第3号)		
	引船	引船(タグボート)の建造等	船舶の離着岸を補助するために使用 する船舶の建造(第4号)		
臨海部 土地造成事業	港湾関連 用地等	港湾関連用地等の造成等	港湾区域内又は臨港地区内において 行う水面の埋立て、盛土、整地等によ		
	工業用地	工業用地の造成等	る土地の造成又は整備(第2号)		

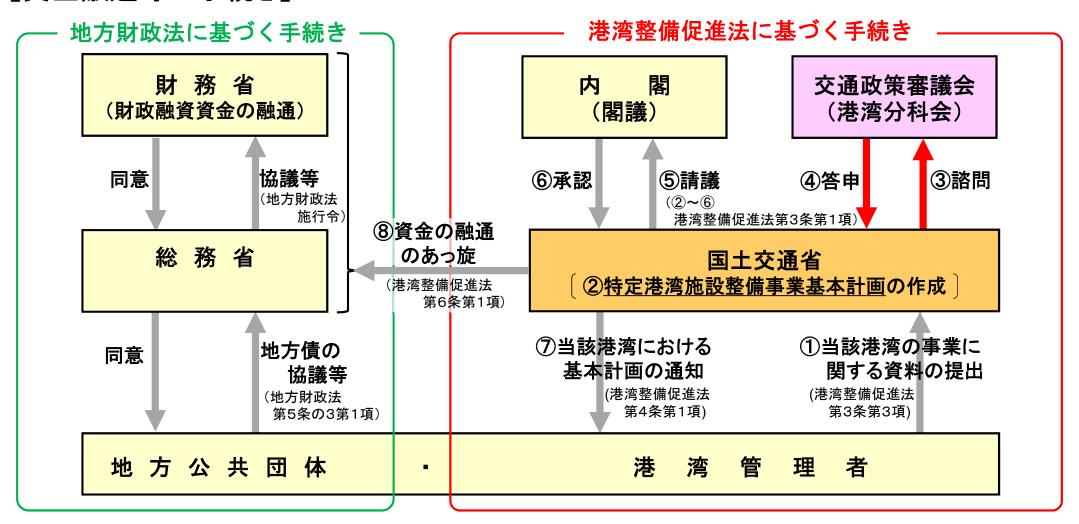
基本計画の作成と資金融通等の手続き



<u>国土交通大臣</u>は、港湾整備促進法に基づき、特定港湾施設整備事業に要する費用に充てるための<u>資金</u> <u>の融通のあっ旋</u>をする。このため、国土交通大臣は、<u>特定港湾施設整備事業基本計画を作成</u>する。

政府は、特定港湾施設整備事業基本計画に基づき、財政融資資金を融通するように努めなければならない。

【資金融通等の手続き】



基本計画と対象事業の要件

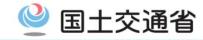


【特定港湾施設整備事業基本計画】

特定港湾施設整備事業基本計画は、<u>施設毎の各年度の数量および事業費、実施対象港</u>を定めたもの。

【対象事業の要件】

- ①港湾整備促進法第2条第1項第1号から第4号に定められた対象工事であること
 - ・上屋・荷役機械(固定式及び軌道走行式)・ふ頭用地・貯木場・引船
 - ・港湾区域又は臨港地区内において行う土地の造成又は整備
- ②各港の港湾計画と整合した事業であること
 - ・土地利用計画等との整合
- ③港湾整備事業の実施状況と整合が図られている事業であること
 - •岸壁、防波堤、航路・泊地等の整備状況との整合
- ④地元関係者との調整等、事業実施に向けた調整が調っている事業であること
 - 漁業補償、埋立免許等の調整

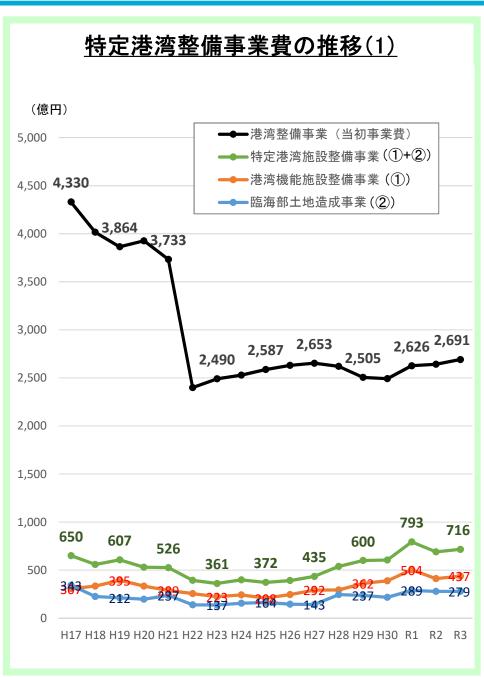


令和3年度 特定港湾施設整備事業基本計画(案) 概要

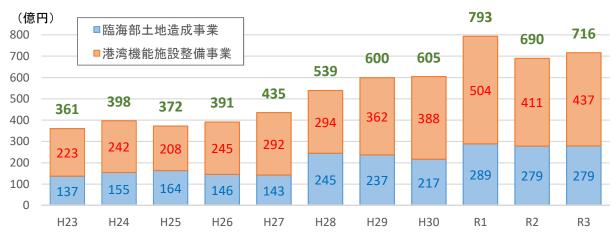
	区 分		数量	事業費	港数
		上屋	38棟	26億円	18港
		荷役機械	37基	72億円	25港
		ふ頭用地	1,221千m²	339億円	67港
	港湾機能施設整備事業			437億円	75港
		港湾関連用地等	624千m²	249億円	14港
		工業用地	185 ┼ m²	30億円	6港
	臨海部土地造成事業			279億円	16港
特定	特定港湾施設整備事業			716億円	77港

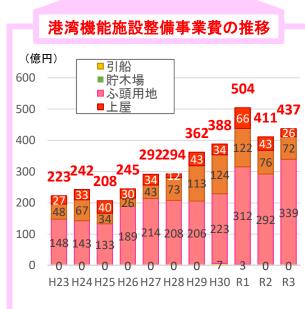
特定港湾施設整備事業費の推移





特定港湾施設整備事業費の推移(2)







注)合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

港湾機能施設整備事業(上屋)の事例



|那覇港(那覇ふ頭地区) [港湾管理者:那覇港管理組合]

〇港湾概要

那覇港は、沖縄本島南部に位置する重要港湾であり、外国や本土、県内 離島を結ぶ定期航路を有する沖縄の拠点としての機能を持つ港湾である。 那覇ふ頭地区は主に九州地方からの内貿貨物を扱う物流拠点として、沖 縄の生活・産業・観光を支えている。

〇事業概要

那覇ふ頭地区の1号・2号上屋は築造から50年以上が経過しており、著しい 老朽化により荷役作業に支障をきたしている。

本事業は那覇ふ頭上屋の建替を行うことにより、安全で円滑な作業環境の確保並びに、作業の効率化を図るものである。

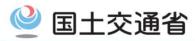
施設名	全体事業費	事業期間 (年度)	過年度実績	令和3年度 事業費
上屋	13. 9億円	H30-R3	5. 6億円 (建替)	8. 3億円 (建替)





Web「地理院地図」より国土交通省作成

港湾機能施設整備事業(上屋)の事例



【現状】

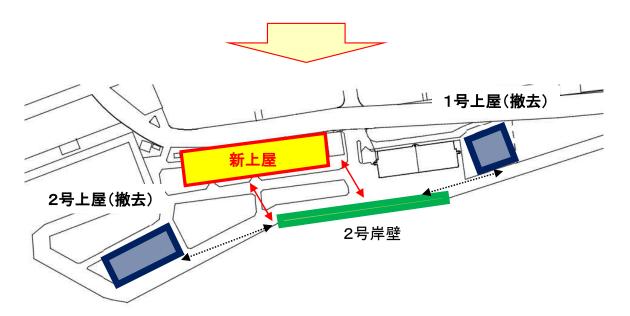
- ・築造から50年以上が経過し、安全で円滑な作業環境の確保が必要
- ・岸壁から上屋までの距離が離れており、荷役作業が非効率



敷地面

積:2,700m2





- ・2箇所の上屋を1箇所に集約
- ・取扱貨物量の多い2号岸壁から上屋までの移動距離が短縮

<整備前の上屋利用状況>



現在の上屋の柱配置では荷物配置の自由度が制限されている状況。

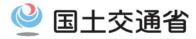
<完成イメージ図>



◎上屋整備による効果等◎

- ・上屋出入口の拡張等による荷役の高効率化
- ・岸壁から上屋までの移動距離短縮による荷役作業の円滑化
- ・上屋内の無柱化による作業の効率化
- ・コンテナ3段積が可能となり、荷さばき機能向上(現上屋は2段まで)
- ・休憩所整備による荷役作業者の作業環境向上

港湾機能施設整備事業(荷役機械)の事例



今治港(富田地区) [港湾管理者:今治市]

【位置図】

〇港湾概要

今治港は、瀬戸内海のほぼ中央に位置し、日本三大急潮と伊予水軍で知られる来島海峡航路に面する港である。1922年に四国で初めて開港場に指定されるなど、古くから海上交通の要衝として重要な位置を占めてきた。現在では、タオル、造船等の地場産業を中心に周辺市町村との経済圏を形成し、今治市の発展に大きな役割を果たしている。



今治港富田地区に整備されたガントリークレーンは供用開始から24年、ジブクレーンは、供用開始から10年目が経過し、老朽化に伴う突発的な故障や腐食・劣化が発生している。

本事業は、ガントリークレーンの更新及びジブクレーンの延命化を行うことにより、荷役不能リスクの解消と増大する維持管理費の削減及び 港湾機能の維持向上を図るものである。

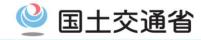
施設名	全体事業費	事業期間 (年度)	過年度 実績額	令和3年度 事業費
荷役機械	12. 4億円	R3-R5	-	0.5億円 (代替、延命化)





Web「地理院地図」より国土交通省作成

港湾機能施設整備事業(荷役機械)の事例









【ガントリークレーン】 平成8年供用開始(24年経過) ・老朽化に伴う突発的な故障が頻発。

修繕に相当な時間と費用を要している。

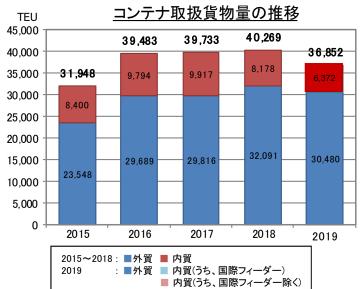




【ジブクレーン】平成23年供用開(9年経過) ・老朽化による各所部材の腐食・劣化が進行。

・同クレーンは多目的クレーンとして、主にばら積み 貨物の荷役に使用されているが、ガントリークレーン の代替機として、コンテナ荷役をバックアップしている。

◆今治港のコンテナ貨物取扱量の推移



出典:2015~2018年は港湾統計(年報)、2019年は国土交通省港湾局調べ ※ 国際フィーダー:内質のうち、国際コンテナ戦略港湾で積替えられて輸出入されるコンテナ貨物量 注)国際フィーダーは港湾管理者に可能な限り調査・提供頂いたものであり、全量を把握できないため、参 考値であることに注意

◆荷役機械の稼働状況



◆今治港の主なコンテナ定期航路 (2020年5月1日現在)

外貿コンテナ航路	船社名	便数
韓国航路	興亜LINE、高麗海運、長 錦商船、南星海運	4便/週
国際フィーダー航路	船社名	便数

00CLジャパン

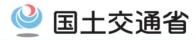
1便/週

阪神航路

◎荷役機械の更新による効果等◎

- ・ガントリークレーンが長期間の荷役停止となれば、取扱いのある貨物は近隣港からの輸出入に転嫁され、荷主や港湾関連産業をはじめ、地域経済に大きな影響を及ぼすこととなる。
- ⇒ガントリークレーンを更新し、荷役不能リスクの解消と老朽化により増大する維持管理費用 の削減を図る
- ・更新に伴い機能増による荷役効率の向上や、 予防保全(モニタリング装置設置)によりリス クの大幅低減が図られる
- ⇒滞船解消など、定時制が確保される。

港湾機能施設整備事業(ふ頭用地)の事例



四日市港(霞ヶ浦地区) [港湾管理者:四日市港管理組合]

〇港湾概要

四日市港は伊勢湾奥部に位置し、古くから伊勢湾地域の海陸交通の要衝として役割を担ってきた。近代では1899年の開港以降、中部圏を代表する国際貿易港として発展してきた。本港臨海部には、日本で最初の石油化学コンビナートが形成され、石油化学を中心とした工業集積が進み、東南アジア向け定期航路が拡充されるなど、国際物流拠点としても地域経済に寄与している。



四日市港霞ヶ浦地区北ふ頭に水深14m岸壁のコンテナターミナルを整備し、コンテナ 貨物の取扱量の増加及び船舶の大型化に対応するとともに、コンテナ貨物の取扱いを北 ふ頭に集約し、港全体での物流の効率化を図ることにより、地域産業の競争力強化を図 る。また、耐震強化岸壁として整備することにより、サプライチェーンの強靱化、災害対応 力の強化を図る。

本事業は、上記のコンテナターミナル整備の一環として、水深14m岸壁背後のふ頭用 地の整備を行うものである。

施設名	全体事業費	事業期間 (年度)	過年度 実績額	令和3年度 事業費
ふ頭用地	115億円	R3-R10	_	11.2億円 (仮護岸工、ふ頭用地 造成計画検討)





港湾機能施設整備事業(ふ頭用地)の事例





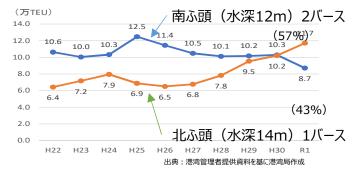
◆国際物流ターミナル整備事業による『ふ頭の利用転換』

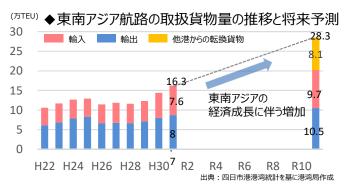




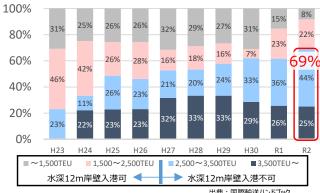
〇新たに北ふ頭に水深14m岸壁を整備することにより、コンテナに係る機能強化だけでなく、既存岸壁の有効活用による完成自動車やエネルギー関連等貨物の海上輸送機能強化が図られる。

◆霞ヶ浦地区施設別コンテナ取扱量の推移





■四日市港における東南アジア航路の大型化の推移



■完成自動車の取扱状況及び推計



<四日市港霞ヶ浦地区国際物流ターミナル整備事業>

·整備施設:岸壁(水深14m)(耐震)、泊地(水深14m)、

臨港道路、小頭用地、荷役機械

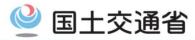
·事業期間:令和3年度~令和10年度

・総事業費:324億円(うちふ頭用地115億円)

◎ふ頭用地の整備による効果等◎

・ふ頭用地整備を含めた国際物流ターミナル整備 事業により、コンテナ船の大型化への対応、コンテ ナターミナルの集約により、各ふ頭の効率的な利 用が図られる。

臨海部土地造成事業の事例



水島港(玉島地区) [港湾管理者:岡山県]

〇港湾概要

水島港は、岡山県中西部に位置し、水島臨海工業地帯における工業生産活動の拠点として発展してきた国際拠点港湾である。

国際バルク戦略港(穀物)に選定され、効率的な穀物輸送ネットワークの 拠点として、機能強化を進めている。



玉島地区は、公共岸壁を中心とした物流拠点であり、周辺企業の原材料の輸入・製品の輸出拠点となっている。また、製造業、リサイクル企業等の企業進出が進展しており、地域経済の活性化に寄与している。

一方、企業が進出出来る土地が限られていることから、浚渫土を活用した 用地造成を行い、企業の立地を促進し港全体の活性化・地域産業の発展を図 るものである。

施設名	全体事業費	事業期間 (年度)	過年度 実績額	令和3年度 事業費
港湾関連用地	184億円	H6-R11	176億円 (道路工、造成工)	1. 75億円 (道路工、造成工)
工業用地	223億円	H6-R11	141億円 (道路工)	2. 14億円 (道路工)

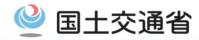






Web「地理院地図」より国土交通省作成

臨海部土地造成事業の事例



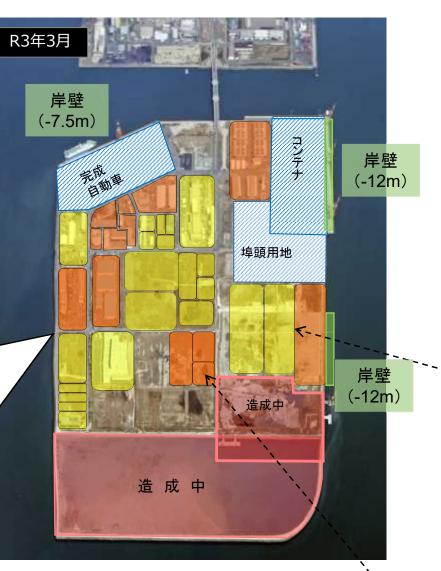
◆玉島ハーバーアイランドへの企業立地状況

H8年3月

新規立地企業 32社 (75.2ha) (R3.3時点)

企業の 設備投資額 800億円 以上

雇用者数 800人以上



流通業へ分譲済み

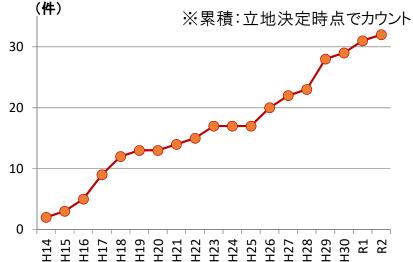
流通業へ分譲(R2)

製造業へ分譲済み

:公共岸壁

30

◆玉島ハーバーアイランドへの企業立地件数



<企業進出事例>



◎臨海部土地造成事業による効果等◎

・臨海部における用地造成が港湾の整備と一体 的に進められることにより、港湾の物流機能を活 用する企業の進出・立地に対応することが可能と なり、物流拠点が形成されるなど、港湾の活性化 ならびに地域の発展に寄与する。